

福井市指定管理者選定委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井市指定管理者選定委員会規則（以下「規則」という。）第11条により福井市指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(委員会の主な業務)

第2条 委員会は、福井市の公の施設における指定管理者候補の選定に関し、次の各号の業務を行うものとする。

- (1) 指定管理者募集に関する要項（案）の審査
- (2) 指定管理者募集に係る申請内容の審査に関する基準（案）の審査
- (3) 指定管理者候補二事業者の選定及び答申
- (4) 前各号に掲げるもののほか、選定に関する事項の審議

2 委員会は、福井市が決定した指定管理者の事業内容の評価に関し、次の各号の業務を行うものとする。

- (1) 指定管理者及び市へのヒアリング
- (2) 施設の視察
- (3) 指定管理者及び市への評価
- (4) 指定管理者及び市への評価結果の報告
- (5) 前各号に掲げるもののほか、評価に関する事項の審議

(審査項目)

第3条 前条第1項第2号の規定に掲げる審査に関する基準（案）の審査の視点及び項目は、原則として次の各号とする。

- (1) 施設利用者の視点
 - (ア) 施設効用の発揮
施設運営の理念及び運営意欲、利用促進に関する事項等
 - (イ) 平等利用のための体制の整備
管理の基準・サービス提供の内容、利用受付体制等
- (2) 施設設置者の視点
 - (ア) 安定的なサービスの提供
財政基盤、サービス提供体制（職員の配置）、運営実績・ノウハウ、施設設備の保守管理及び衛生環境の確保、危機管理の体制・緊急時の対応、個人情報保護への対応等
 - (イ) 管理経費の効率化
事業収支計画（納入額を含む。）、管理経費等
- (3) その他の視点
情報公開手法、事業所等の所在、特筆すべき事項等

2 前条第2項第3号の規定に掲げる評価の視点及び項目は、原則として次の各号とする。

- (1) 管理運営
 - (ア) 維持管理業務

- 保守管理、保安業務、備品管理等
- (イ) 運營業務
利用時間や休館日の設定状況、受付・承認・利用料金の收受と管理等
- (ウ) 報告業務
事業報告書や収支計画書等の提出状況
- (2) サービスの内容
 - (ア) 利用促進の取組み
PR活動の推進
 - (イ) サービス向上の取組み
利用者アンケートの活用、自主事業の実施状況等
 - (ウ) 要求基準の達成状況
 - (エ) 応募時の提案事項の実施状況
- (3) 安定性
 - (ア) 管理運営体制
職員の配置状況、職員の資質向上の取組み等
 - (イ) 個人情報管理状況
 - (ウ) 安全・衛生対策
 - (エ) 危機管理対策・緊急時対策
- (4) 収支状況
 - (ア) 経理処理状況
 - (イ) 経費縮減の取組み状況
 - (ウ) 利用収入
- (5) その他の視点
特筆すべき事項等

(会議の公開)

第4条 規則第6条の会議は非公開とする。

附 則

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 8月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月1日から施行する。